

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	小平市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kodaira.lg.jp/oshirase/045/045067.html

執行機関名 小平市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による就学に必要な経費の援助に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第一 第8の項 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による就学に必要な経費の援助に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	小平市就学援助費事務処理要綱(昭和63年4月1日事務執行規程)
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対して学用品費等の援助をすることによって、義務教育の円滑な遂行を図るため、小平市教育委員会(以下「市教委」という。)が実施する就学援助費の事務処理に必要な事項を定める。
⑦独自利用事務の関連規範		小平市就学援助費事務処理要綱